

平成22年度予算編成に向けた  
**要 望 書**

平成21年12月

**島 根 県**

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地方間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

最近の急速な円高とデフレの進行により、国・地方の経済の先行きが懸念される中、本県が抱える諸課題への取り組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要です。

本県の実情をご賢察いただき、各政策の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

＜要望項目＞

1. 補正予算の早期成立と地方経済への配慮について
2. 地方財源の確保と財政力格差の更なる是正について
3. 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな法律の制定について
4. 高速道路ネットワークの整備促進について
5. 地方の社会資本の整備促進について
6. 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と電源立地地域の支援について
7. 地方の意見を踏まえた政策決定と予算編成について

平成21年12月

島根県知事 溝口善兵衛

島根県議会議長 田原正居

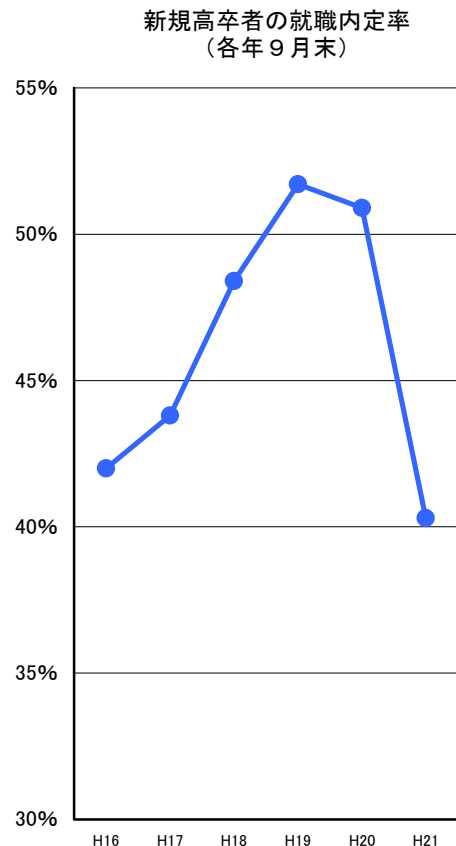
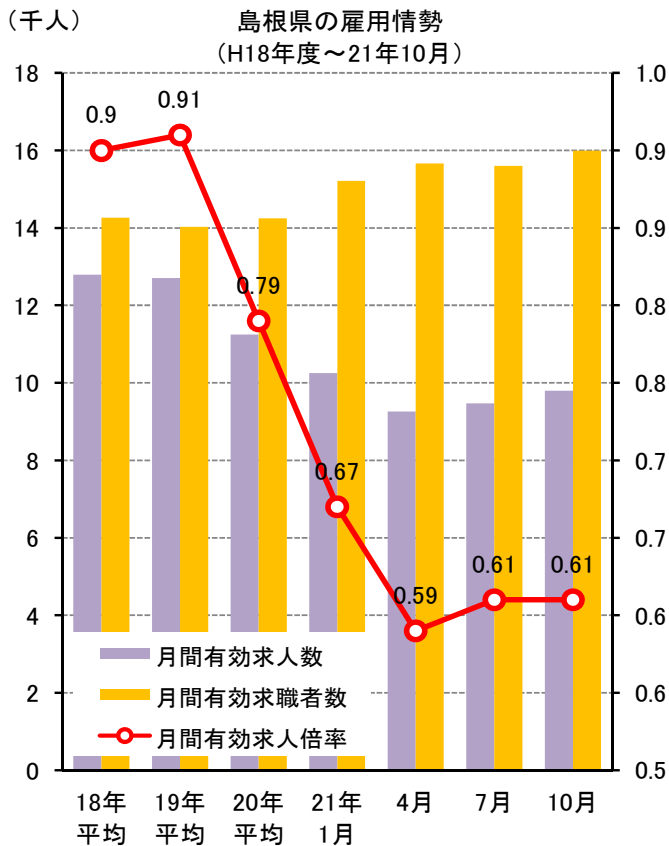
# 補正予算の早期成立と地方経済への配慮について

## 要望内容

- 1 急速な円高やデフレの進行で景気的大幅な落ち込みが懸念されることから、事業費総額24.4兆円の「緊急経済対策」について補正予算の早期成立を図り、速やかに実行すること。
- 2 地方の中小企業や農林水産業の厳しい実態を踏まえ、経済対策の具体化に際しては疲弊した地方経済に配慮し、地方へ重点配分を行うこと。
- 3 地方の雇用情勢は大変厳しいことから、新規学校卒業予定者の就職支援や求職者向けの生活支援など、適切な雇用対策を講じること。

## 【現状と課題】

- 本県は、小規模零細な中小企業や農林水産事業者の割合が高く、不況の影響を受けやすい脆弱な産業構造となっており、公共事業の縮減等により地域経済が停滞している中で急激な景気悪化は住民生活に深刻な影響を与えている。
- 昨年秋からの景気後退により、有効求人倍率も低水準で推移しており、雇用情勢も非常に厳しいものがある。
- 島根県では、これまで県内の厳しい経済・雇用情勢に対応して、昨年度の2月補正予算以降、総額約860億円の経済対策を実施してきている。



# 地方財源の確保と財政力格差の更なる是正について

## 要望内容

- 1 日本経済の急速な悪化により大幅な税収の減少が危惧されることから、平成22年度の地方財政対策においては、地方団体の財政運営に支障が生じないように、引き続き地方交付税の総額を確保すること。
- 2 財政力格差の是正のため「地方法人特別税」が暫定措置として行われているが、今後恒常的で十分な規模の財政力格差の是正策を実現すること。
- 3 マニフェストに掲げられた一括交付金制度については、廃止する補助金の範囲や配分方法などの制度設計を早急に示すこと。  
また、その際には、地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財政力の弱い地方公共団体が不利益を被ることのないよう配慮すること。

## 【現状と課題】

○国内の景気の先行きはきわめて厳しい状況にあり、平成22年度も地方税収入及び交付税原資である国税収入の大幅な落ち込みが予想されることから、引き続き地方団体の安定的な財政運営を確保するための対策が必要である。

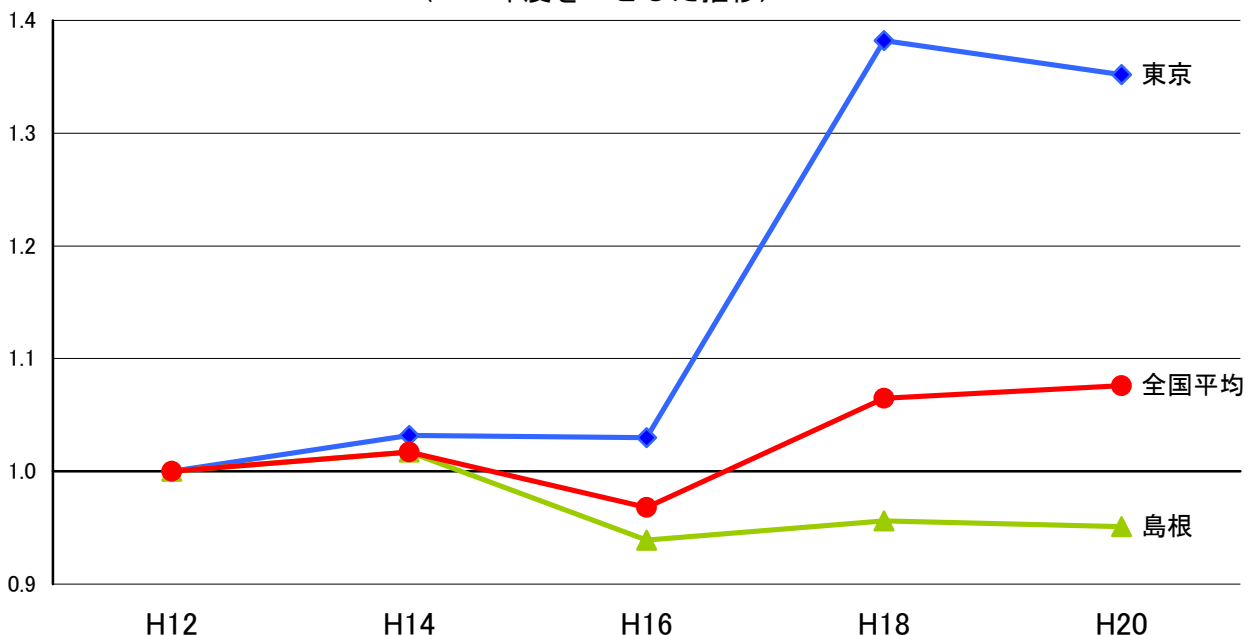
○島根県は全国トップレベルの行財政改革を行っているが、今後とも多額の財源不足が生じるなど極めて厳しい財政状況である。

例：給与カット 一般職10%～6%（諸手当反映）

ラスパイレス指数 H20 92.9（全国45位）

○都市と地方の財政力格差は依然として大きく、十分な規模で恒常的な格差是正策を講ずる必要がある。

都道府県別一般財源の推移  
(H12年度を1とした推移)



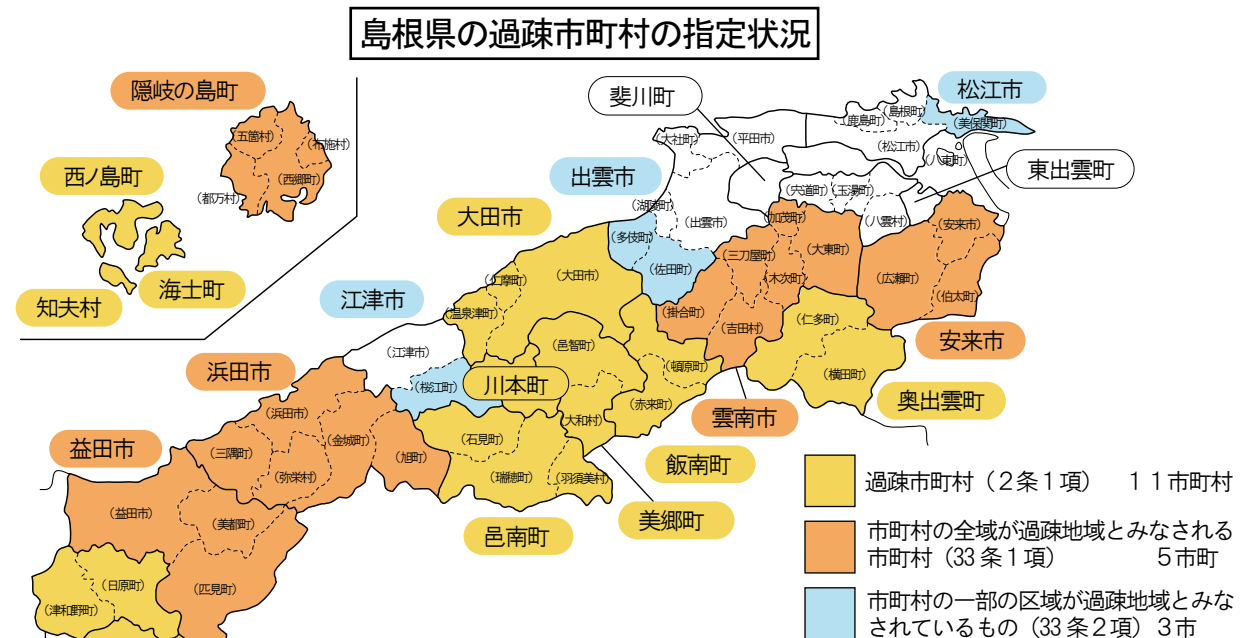
# 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる 新たな法律の制定について

## 要望内容

- 1 平成21年度末に失効する「過疎地域自立促進特別措置法」については、中長期的な視点に立って新法を制定すること。
- 2 新法では、地域の実態に応じて、従来のハード事業に加えて、安心・安全な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策など、県及び市町村がソフト的な対策も総合的に講じることができるよう、新たな過疎対策を推進すること。
- 3 指定要件や指定単位については、「みなし過疎地域」や「一部過疎地域」も含め、現行の過疎地域を引き続き指定することを基本としつつ、幅広く検討すること。

## 【本県の取組状況】

- 平成18年 8月 「島根県過疎・中山間地域対策研究会」を設置
- 平成19年12月 中国・四国地方9県による共同要望活動(事務局：島根県)を実施
- 平成20年 5月 新たな法律制定に向けた島根県提言を公表・要望活動を実施
- 11月 中国・四国地方9県による共同提案(事務局：島根県)を公表・要望活動を実施



	島根県			参考(全国)
	過疎市町村	全市町村	比率	比率
市町村数	19	21	90.5%	40.9%
人口(H17国調)	347,588人	742,135人	46.8%	8.4%
面積(H17国調)	5,572 km <sup>2</sup>	6,707 km <sup>2</sup>	83.1%	54.1%

# 高速道路ネットワークの整備促進について

## 要望内容

- 1 国土の根幹的な社会資本である高速道路ネットワークは、全国で繋がってこそ効果を発揮するものであり、教育・福祉・医療などと同様に国が保障すべき基礎的サービスである。国民全体の公平性の観点からも、国の責任において整備の遅れた地方の整備を優先すること。
- 2 特に「山陰道」の事業中区間については、整備スピードを緩めることなく事業を進め、早期供用を図ること。  
また、未事業化区間の早期事業化を図り、2020年を目途に山陰道全線のネットワークを完成すること。

## 【現状と課題】

- 地域の自立、活性化、安全・安心のためには、高速道路の整備が必要不可欠。
- 高速道路は都市から整備され、地方に順番が来たところでその仕組みを変えることは不公平。

ブツ切れの山陰道は、供用率約45%、未着手が約25%  
三次救急医療機関への所要時間の短縮が課題  
地域産業の競争力強化支援のため、物流の円滑化が必要  
東西を貫く幹線道路は国道9号のみ  
通行止時には大きな迂回を強いられている



# 地方の社会資本の整備促進について

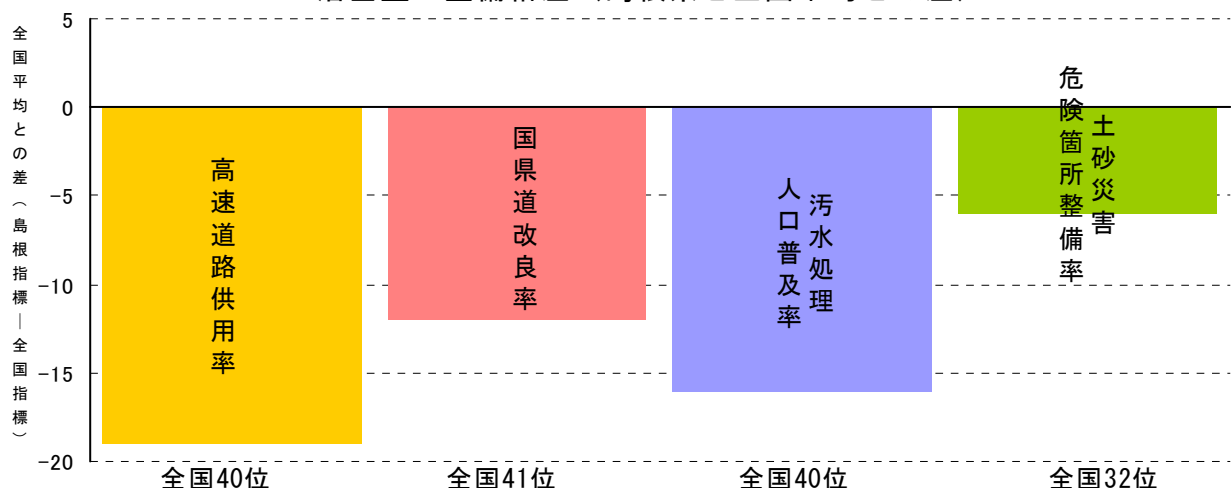
## 要望内容

- 1 平成22年度予算の概算要求で社会資本整備予算の大幅な削減方針が示されているが、地方にとって真に必要な社会資本については最大限配慮し、整備を推進すること。
- 2 地方が必要とする道路整備が今後も着実に進められるよう、地域活力基盤創造交付金など道路整備財源総額を十分確保し、道路整備の遅れている地方部に対して重点配分すること。
- 3 河川改修やダム等の治水対策は、住民の安全・安心のため不可欠であり、着実に整備を進めること。特に、斐伊川神戸川治水事業、矢原川ダムなど補助ダム建設事業については、早期に整備の促進を図ること。
- 4 社会資本整備の要否を判断する事業評価の仕組みについては、地方の実情を的確に反映する評価基準を導入すること。  
特に、道路事業については、救急医療、災害時の代替ルート、観光・地域活性化など、地域の多様な便益や効果を総合的に評価すること。

## 【現状と課題】

- 本県は、道路・下水道などのインフラ整備が全国に比べて非常に遅れており、公共事業費の大幅な削減により都市と地方との格差が一層増大する懸念がある。
- 国・県道の整備が中山間地域を中心に遅れており、救急医療機関、生活圏中心都市への移動に支障を来す地域が多数存在している。
- S58、S63と県西部を中心に相次ぐ甚大な洪水被害を受けたため、河川改修とダムによる治水対策を実施しており、整備途中のダム建設事業を早期に完了する必要がある。
- 汚水処理人口普及率については、特に県西部を中心に普及率が低く、基礎的な生活条件の整備を図るため、今後とも引き続き整備が必要である。
- 土砂災害危険箇所の整備は全国に比べて大きく遅れており引き続き整備が必要である。特に高齢者率全国1位の本県では、老人ホームなどの災害時要援護者施設の土砂災害対策に緊急的に取り組む方針である。

生活基盤の整備格差（島根県と全国平均との差）





# 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の 期限延長と電源立地地域の支援について

## 要望内容

- 1 平成22年度末に失効する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長し、引き続き原発立地地域の振興を図るため、財政支援制度を拡充すること。
- 2 電源三法交付金制度の趣旨を踏まえ、電源立地地域対策交付金をはじめとした現行制度を堅持し、電源地域の恒久的な地域振興が可能となるよう、財源を十分確保すること。

## 【現状と課題】

- 島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（事業期間：平成14年度～22年度）には、県及び松江市（旧鹿島町・旧松江市・旧島根町）合わせて90事業（当初計画：86事業、総額1,135億円）が定められている。
- この計画の進捗率は21年度末見込で約66%と、法の失効する22年度末までの事業完了は困難な見通しとなっており、このままでは法制定の目的が達成されない恐れがある。
- 県、松江市とも計画の進捗に鋭意努めてきたが、地方財政の厳しさが増す中、法期限内の計画完了は困難である。
- 原発立地地域の振興を図るためには今後も継続的に特別措置が講ぜられることが必要である。

### ※地域振興計画進捗状況（国直轄事業を除く）

総事業費（H20年度改訂後）	146,398百万円
H20末累計事業費	80,154百万円 (進捗率 54.8%)
H21末累計事業費（見込）	97,065百万円 (進捗率 66.3%)



### ※現在実施中で法律失効後に影響を受ける主な事業

事業名	事業主体	完了予定	H22年度末の見込み
地域高規格道路「境港出雲道路松江第5大橋区間」の整備	県	H24	総事業費約350億円に対し、進捗率約90%
都市計画道路「城山北公園線」の整備	県	H26	総事業費約126億円に対し、進捗率約60%

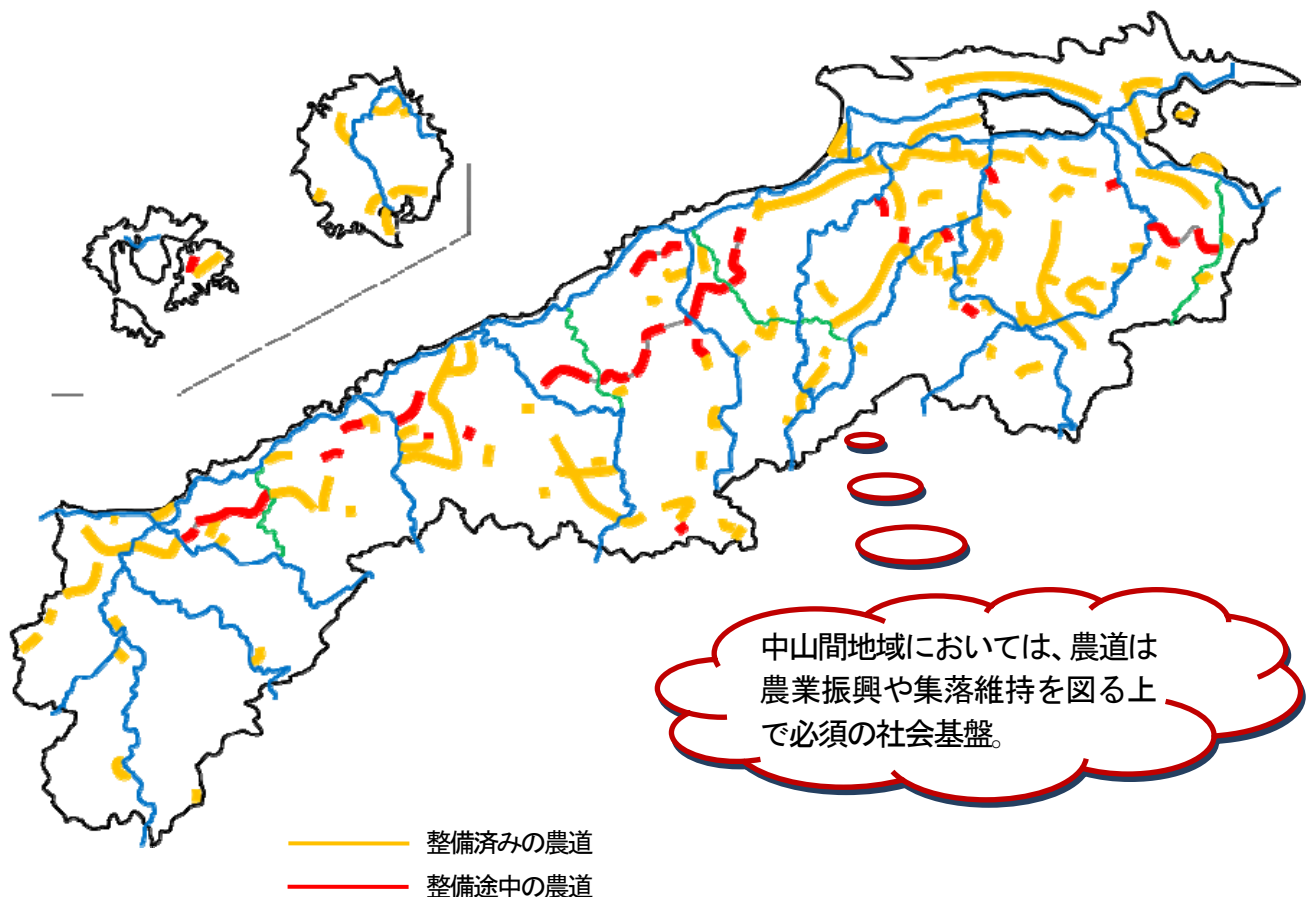


# 地方の意見を踏まえた政策決定と予算編成について

## 要望内容

- 1 新たな施策の制度設計に当たっては、地方の実情に十分配慮するとともに、制度の内容を早期に明らかにし、十分な移行期間を設けること。また、地方に負担が生じる場合は確実な財源措置を行うこと。
- 2 既存の制度や事業の見直しを行う際には、外部の声の聴取や決定過程の透明性を高めるとともに、予算に直接関係する地方公共団体の意見を十分聞くこと。  
特に、事業仕分けにおいて廃止等とされた次の事項については、地方の実情を十分に踏まえて対応すること。
  - ① 農道整備は、中山間地域において農業振興や集落維持を図るうえで必須の社会基盤整備であることから、事業を継続すること。
  - ② 下水道や農業集落排水は、整備が遅れている地方部は引き続き事業の必要性が高いことから、十分な財源措置を行うこと。
  - ③ 地域における科学技術振興は日本の明日のために不可欠であり、「都市エリア産学官連携促進事業」は継続すること。

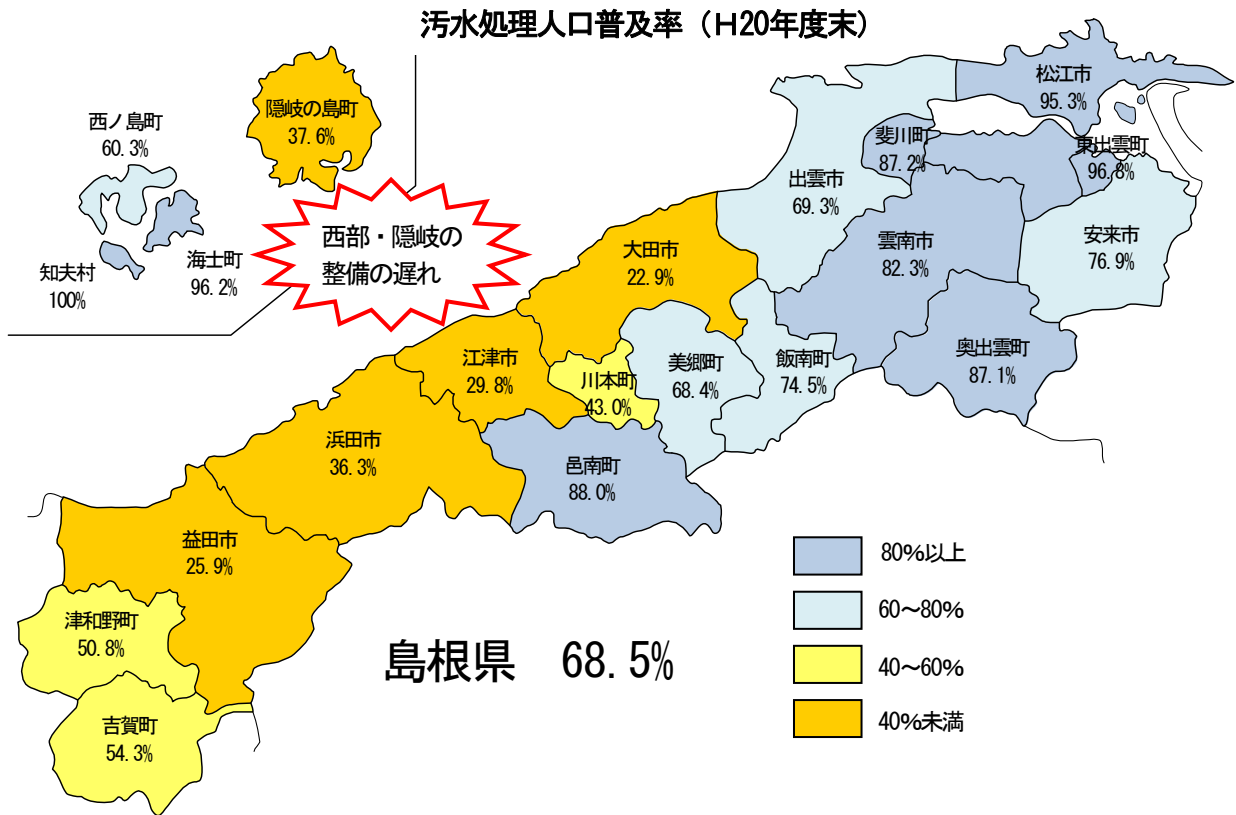
## ※島根県の農道整備の状況



## ※島根県の汚水処理施設整備の状況

○島根県の汚水処理施設整備は全国に比べ大幅に遅れています！

- ・整備を推進していますが、全国に比べ最低レベルにあります。
- ・生活環境向上を図るため、島根県の整備はこれから重点的に行う必要があります。



## ※都市エリア産学官連携促進事業

○環境にやさしい材料を用いた次世代照明デバイス・新エネルギー関連技術により、島根県内における新規事業の創出、研究開発型の地域産業の育成を図る計画。

○計画の途中で事業が中断すれば、県の産業振興上、大きな影響を受けることとなります。

### 島根大学独自の技術

○酸化亜鉛（安価・安全）を使った薄膜・微細粒子製法を開発

### 地域産業の強み

○高度な製造技術により、ニーズに応じた製品を世界に供給  
○太陽電池等の国内屈指の製造拠点

製品展開

21~23年度で製品化に向けた研究・開発

事業中断は産業振興に大きな影響



次世代照明



太陽電池の透明電極



医療分野等への応用